

## 吹田市国際交流協会事業補助金交付要領及び過去5年間の補助金額の推移 NO. 1

## 【補助金交付要領】

## 吹田市国際交流協会事業補助金交付要領

(趣旨)

第1条 この要領は、吹田市における多様な文化、言語、習慣、宗教等を互いに認め合い、支え合って共に暮らせる、多文化共生社会の実現を目的として、国際理解教育及び外国籍市民をサポートする事業を実施する公益財団法人吹田市国際交流協会（以下「協会」という。）に対し、予算の範囲内において、国際交流協会事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することに関し必要な事項を定めるものとする。

(補助対象事業)

第2条 補助の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、前条の目的を達成するために協会が実施する次に掲げる事業とする。

- (1) 在住外国籍市民支援に係る事業
- (2) 研修啓発に係る事業
- (3) 地域連携に係る事業
- (4) 広報及び情報提供に係る事業
- (5) 市民の国際交流促進に係る事業
- (6) 友好交流促進に係る事業
- (7) 国際交流推進事務に係る事業

(補助金の額)

第3条 補助金の額は、前条の補助対象事業の実施に要する経費の総額の範囲内において、市長が定める額とする。

(交付の申請)

第4条 協会は、補助金の交付を受けようとするときは、市長が定める日までに、国際交流協会事業補助金交付申請書（様式第1号）を市長に提出しなければならない。

2 前項の申請書には次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 事業計画書
- (2) 収支予算書
- (3) 事業補助金申請明細書
- (4) 事業補助金申請明細書の内訳の分かる書類
- (5) その他市長が必要と認める書類

(交付の決定)

第5条 市長は、前条の申請書等の提出があったときは、その内容を審査し、補助金を交付すべきものと認めるときは、国際交流協会事業補助金交付決定通知書（様式第2号）により、協会に通知するものとする。この場合において、市長は、補助金の交付の目的を達成するため必要があると認めるときは、交付の決定について条件を付することができる。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付決定をするときは、当該補助金の交付回数、交付時期及び当該時期の金額を定めて、同項の交付決定通知書により通知するものとする。

(交付の請求)

第6条 協会は、前条第1項の規定による通知を受けたときは、市長が指定する期日までに、国際交流協会事業補助金交付請求書（様式第3号）を市長に提出しなければならない。

(交付)

第7条 市長は、前条の請求書の提出があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、補助金を交付するものとする。

(実績報告)

第8条 協会は、当該年度の補助対象事業完了後、市長が定める日までに、国際交流協会事業実績報告書（様式第4号）を市長に提出しなければならない。

2 前項の報告書には次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 事業報告書
- (2) 収支決算書
- (3) 事業補助金精算明細書
- (4) 補助対象経費の支払を証する書類
- (5) その他市長が必要と認める書類

(補助金の額の確定)

第9条 市長は、前条の報告書等の提出があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、国際交流協会事業補助金交付額確定通知書（様式第5号）により、協会に通知するものとする。

(精算)

第10条 市長は、交付すべき補助金の額を確定した場合において、既に交付した補助金の額が当該確定額を超えるときは、期限を定めて、当該超える額を返還させるものとする。

(交付決定の取消し)

第11条 市長は、協会が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他の不正な手段により補助金の交付を受けたとき又は受けようとしたとき。
- (2) 補助金を交付目的以外に使用したとき。
- (3) 補助金の交付決定に付した条件に違反したとき。
- (4) 第13条又は第14条後段の規定に違反したとき。
- (5) その他この要領に違反したとき。

(補助金の返還)

第12条 市長は、前条の規定により補助金の交付決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し既に補助金が交付されているときは、期限を定めて、

# 吹田市国際交流協会事業補助金交付要領及び過去5年間の補助金額の推移 NO. 2

その返還をさせるものとする。

(帳簿の整備等)

第 13 条 協会は、補助対象事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整備し、かつ、当該帳簿及び証拠書類を補助対象事業完了後 10 年間保管しなければならない。

(報告の徴収等)

第 14 条 市長は、必要があると認めるときは、協会に対し、補助対象事業の実施状況について報告を求め、又は職員に補助対象事業の実施状況について調査若しくは質問をさせることができる。この場合において、協会は、正当な理由がない限り、これらを拒んではならない。

(委任)

第 15 条 この要領に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、都市魅力部長が定める。

附 則

この要領は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 27 年 4 月 7 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

様式第 1 号

吹田市国際交流協会事業補助金交付申請書

年 月 日

吹田市長あて

申請者 所在地  
団体名  
代表者氏名

印

下記のとおり

年度国際交流協会事業補助金の交付を申請します。

記

1 交付申請額 金 円

2 添付書類

- (1) 事業計画書
- (2) 収支予算書
- (3) 事業補助金申請明細書
- (4) 事業補助金申請明細書の内訳の分かる書類

# 吹田市国際交流協会事業補助金交付要領及び過去5年間の補助金額の推移 NO. 3

様式第2号

様式第3号

吹田市国際交流協会事業補助金交付請求書

第 号  
年 月 日

年 月 日

様

吹田市長あて

吹田市長 印

請求者 所在地  
団体名  
代表者 氏名

吹田市国際交流協会事業補助金交付決定通知書

印

年 月 日付けで交付申請のあった 年度国際  
交流協会事業補助金について、下記のとおり交付決定したので通知します。

年 月 日付け 第 号で交付決  
定のあった国際交流協会事業補助金について、下記のとおり交付の  
請求をします。

記

記

- 1 交付決定額 金 円
- 2 交付回数、交付時期及び金額

- 1 交付請求額 金 円
- 2 振込先

| 交付回数 | 交付時期 | 金額 |
|------|------|----|
| 第 回目 | 年 月  | 円  |
| 第 回目 | 年 月  | 円  |
| 第 回目 | 年 月  | 円  |
| 第 回目 | 年 月  | 円  |

|      |    |       |  |
|------|----|-------|--|
| 支店   | 銀行 | 預金の種別 | <input type="checkbox"/> 普通<br><input type="checkbox"/> 当座 |
| 口座番号 |    |       |  |
| フリガナ |    |       |  |
| 口座名義 |    |       |  |

- 3 交付の条件

# 吹田市国際交流協会事業補助金交付要領及び過去5年間の補助金額の推移 NO. 4

様式第4号

吹田市国際交流協会事業実績報告書

年 月 日

吹田市長あて

報告者 所在地  
団体名  
代表者氏名

㊟

年 月 日付け 第 号で補助金の交付決定の  
あった国際交流協会事業が完了したので、下記の書類を添えて報告します。

記

添付書類

- (1) 事業報告書
- (2) 収支計算書
- (3) 事業補助金精算明細書
- (4) 補助対象経費の支払を証する書類

様式第5号

第 号  
年 月 日

様

吹田市長 印

吹田市国際交流協会事業補助金交付額確定通知書

年 月 日付けで実施報告のあった国際交流協会事業補  
助金について、下記のとおり交付額を確定したので通知します。

記

|           |   |   |
|-----------|---|---|
| 交付確定額     | 金 | 円 |
| 既交付額      | 金 | 円 |
| 超過額（要返還額） | 金 | 円 |

## 吹田市国際交流協会事業補助金交付要領及び過去5年間の補助金額の推移 NO. 5

【補助金交付実績】

| 年度             | 交付額         |
|----------------|-------------|
| 平成24年度(2012年度) | 18,000,000円 |
| 平成25年度(2013年度) | 16,200,000円 |
| 平成26年度(2014年度) | 13,500,000円 |
| 平成27年度(2015年度) | 3,621,834円  |
| 平成28年度(2016年度) | 6,364,505円  |